

同時発表 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、
近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年2月28日
自動車局整備課

自動車検査証の有効期間を延長します ～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対応を講じていく必要があります。

自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければなりません。早急に感染拡大防止策を実施する必要があるとともに、特に年度末の繁忙期には不特定多数の申請者が全国の運輸支局等の窓口集中するため、感染拡大のリスクが増大することから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、2月28日から3月31日までの自動車全て

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

○措置内容

自動車検査証の有効期間を4月30日まで延長

有効期間の満了する日	平成32年3月31日
------------	------------



○継続検査の手続き

対象車両については、4月30日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが4月30日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

<お問い合わせ先>

自動車局整備課 だんむら おおた 團村、太田 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639
代表：03-5253-8111（内線：42427）

自動車検査証の有効期間の伸長について

伸長の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年4月30日)

有効期間(始)

令和2年2月28日
(平成32年2月28日)

有効期間(終)

令和2年3月31日
(平成32年3月31日)

伸長後の有効期間

令和2年4月30日
(平成32年4月30日)

➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年4月1日※～30日の間

伸長+車検後の有効期間

令和3年4月30日
令和4年4月30日

※伸長の手続きは1ヶ月前(3月30日)から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、4月1日以降と記載させて頂きました。

自動車検査証の有効期間の伸長について

伸長の措置内容

➤ 自動車検査証が伸長されない継続検査の受検ケース



////// が、車検の申請期間

① 伸長期間(4月30日)の1ヶ月前より前(3月29日以前)に検査を受けたもの

令和2年3月29日
(平成32年3月29日)



② 伸長の手続き期間中の検査申請の際に伸長する旨の申告がないもの

令和2年4月1日
(平成32年4月1日)

令和2年4月30日
(平成32年4月30日)



※申請②については、伸長後の有効期間(令和3(4)年4月30日)を満足する自賠償保険証明書の提示の無いものを含まず。

自動車検査証の有効期間の伸長について

自賠責保険の取扱い

- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の手続き（締結手続きの特例措置）については、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約について、継続契約の締結手続きが4月30日を限度として猶予されます。
- なお、改めて締結手続きする際には、車検伸長後の有効期間と、継続検査更新後の有効期間の両方を満たす期間の自賠責保険に加入する必要があります。

※ 詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



自動車検査証の有効期間の伸長について

自賠責保険の取扱い

➤ 自動車検査証を伸長する場合の自賠責保険の契約(例)

自動車検査証

番号 00001 A	平成 27 年 7 月 1 日	東京運輸支局
車種	乗用車	型式
車検の有効期間	平成 27 年 3 月 29 日	

有効期間の満了年次: 平成 32 年 3 月 29 日

車検証(現)
の有効期間
令和2年3月29日
(平成32年3月29日)

車検の申請
令和2年4月10日

伸長+車検後の
有効期間
令和4年4月30日

保険(新)の契約
令和2年4月10日

自賠責保険(現)
の保険期間
令和2年3月30日
(平成32年3月30日)

自賠責保険(現)
の保険期間
令和2年3月30日
(平成32年3月30日)

この際の保険期間は、
① 令和2年3月30日から
② 令和4年5月1日以降
でなければなりません。